

重要事項説明書（低圧）

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。詳しくは当社ホームページに掲載の「ミツウロコでんき約款」をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットの当社ウェブサイトによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 契約の範囲

- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力は50kW未満のお客様が対象です。

■ 供給電圧および周波数

- ・供給電圧は、標準電圧100Vおよび／または200Vとします。周波数は、標準周波数50Hzまたは60Hzとします。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- ・料金には、基本料金、電力量料金のほか、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・請求書の発行をご希望される場合は、発行手数料として108円を申受けます。（振込、コンビニ支払は必ず請求書発行が必要となります）

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただけます。

■ 契約の変更・解約

- ・お客様が契約内容の変更または解約を希望される場合、毎営業時に随時受け付けます。なお、契約の変更の場合の変更後の契約の適用は、変更が受け付けられた日の次の検針日から適用いたします。なお、解約に係る違約金はございません。
- ・お客様と需給契約締結後、需給開始に至らず契約が変更・解約された場合、一般送配電事業者への費用の支払いが生じる場合があります。

■ 託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項 / 次の場合は、供給を停止する場合があります。

- ・お客様の責めにより電気供給における保安上の危険がある場合電気工作物の改変により不正使用した場合、又は契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合、託送供給約款に定める業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

■ 当社からの申し出による解約 / 当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から転移し、電気を使用していないことが明らかの場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが「ミツウロコでんき約款」の規定に違反した場合

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の消失、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、ミツウロコでんき約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

- ・一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力を願います場合があります。
- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・一般送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者へ通知すること

■ 個人情報の取り扱いに関する重要事項

- ・当社は、電気需給により知りえた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める【個人情報】をいいます。）につきまして、お客様の本人確認、与信管理、電気需給及びこれに付随するサービス向上のための情報提供、これらのサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客様への連絡、その他ミツウロコでんき約款に基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。
- ・なお、お客様との電気需給に係る契約が終了した後においても、上記利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
- ・電気需給により知りえた個人情報につきましては【個人情報の保護に関する法律】及び関連法令、弊社【個人情報保護方針】および経済産業省【個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン】に基づき、弊社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。
- ・当社は、お客さまの電気料金債権をミツウロコでんき約款【26.債権譲渡】に基づき株式会社セディナに債権譲渡した場合は、株式会社セディナに対し、お客さまに係る個人情報を必要な範囲で提供致します。

■ 反社会的勢力の排除について

- (1)お客さま及び当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び暴力団員等が経営に関与していること、不当に暴力団員等を利用していること、暴力団員等に資金を提供していることなどのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (2)お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求や脅迫的な行為、相手方の業務を妨害する行為を行わないことを表明し、保証します。
- お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

■ クーリング・オフに関するお知らせ

次のことは、電力販売の態様が【特定商取引法の訪問販売等にあたる場合】のみ適用となります。

- ① お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で申込み又は契約された場合、ミツウロコ電気申込書を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
- ② その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。

前項の場合はお客様は次のことが保障されます。

- ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求いたしません。
- ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
- ③ また、電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払っている場合は、速やかにその金額を返還いたします。
- ④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社または当社の代理店等が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は当社または当社の代理店等が威迫したことによりお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

- ・当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

・北海道電力株式会社	http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
・東北電力株式会社	http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
・東京電力パワーグリッド株式会社	http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2904-j.pdf
・北陸電力株式会社	http://www.rikuden.co.jp/soden/attach/takusouyakkan.pdf
・中部電力株式会社	https://www.chuden.co.jp/resource/corporate/fre_yakkan_20170401_03.pdf
・関西電力株式会社	http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h29_tsyakkan.pdf
・中国電力株式会社	http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h29_04a.pdf
・四国電力株式会社	http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
・九州電力株式会社	http://www.kyuden.co.jp/var/rev/0/0080/0258/fj10g95r6bi.pdf

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出、並びに苦情その他のお問合せはコールセンターまでお願いします。なお、受付時間等を充分ご確認くださいませようお願いいたします。

【別紙】料金メニュー説明書

■ 契約プラン

- <北海道・東北・関東・北陸・中部・九州エリア>
- ・従量電灯B：10A以上、60A以下(100V / 200V)
- ・従量電灯C：6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力)：50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数：北海道・東北・関東エリア 50Hz
北陸・中部・九州エリア 60Hz

<関西・中国・四国エリア>

- ・従量電灯A：6kVA未満(100V / 200V)
- ・従量電灯B：6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力)：50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数：いずれも60Hz

■ 料金

・料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

■ 料金の算定期間

・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。
なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

■ 季節区分

- ・夏季 毎年7月1日から9月30日
- ・その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日

* 記号の説明

- A：アンペア
- V：ボルト
- kVA：キロボルトアンペア
- kW：キロワット
- kWh：キロワット時
- Hz：ヘルツ

			北海道エリア		東北エリア		関東エリア		北陸エリア		中部エリア		九州エリア			
電灯	基本料金	単位	標準プラン	シングル応援プラン	標準プラン	シングル応援プラン	標準プラン	シングル応援プラン	標準プラン	シングル応援プラン	標準プラン	シングル応援プラン	標準プラン	シングル応援プラン		
			10A	1契約	334円80銭	334円80銭	324円	324円	280円80銭	280円80銭	237円60銭	237円60銭	280円80銭	280円80銭	291円60銭	291円60銭
15A	1契約	502円20銭	502円20銭	486円	486円	421円20銭	421円20銭	356円40銭	356円40銭	421円20銭	421円20銭	437円40銭	437円40銭			
20A	1契約	669円60銭	669円60銭	648円	648円	561円60銭	561円60銭	475円20銭	475円20銭	561円60銭	561円60銭	583円20銭	583円20銭			
30A	1契約	1,004円40銭	1,004円40銭	972円	972円	842円40銭	842円40銭	712円80銭	712円80銭	842円40銭	842円40銭	874円80銭	874円80銭			
40A	1契約	1,339円20銭	1,339円20銭	1,296円	1,296円	1,123円20銭	1,123円20銭	950円40銭	950円40銭	1,123円20銭	1,123円20銭	1,166円40銭	1,166円40銭			
50A	1契約	1,674円	1,674円	1,620円	1,620円	1,404円	1,404円	1,188円	1,188円	1,404円00銭	1,404円00銭	1,458円00銭	1,458円00銭			
60A	1契約	2,008円80銭	2,008円80銭	1,944円	1,944円	1,684円80銭	1,684円80銭	1,425円60銭	1,425円60銭	1,684円80銭	1,684円80銭	1,749円60銭	1,749円60銭			
	従量電灯C	1kVAあたり	334円80銭	334円80銭	324円	324円	280円80銭	280円80銭	237円60銭	237円60銭	280円80銭	280円80銭	291円60銭	291円60銭		
	従量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWhあたり	24円54銭	23円54銭	20円24銭	18円24銭	21円43銭	19円52銭	18円52銭	17円52銭	22円68銭	20円68銭	19円13銭	17円13銭
		120kWhをこえ300kWhまで ※北海道エリアのみ280kWhまで	第2段階	1kWhあたり	26円90銭	29円27銭	22円80銭	24円50銭	22円63銭	25円61銭	20円	21円	22円97銭	24円69銭	19円25銭	22円29銭
		300kWh超過分 ※北海道エリアのみ280kWh超過分	第3段階	1kWhあたり	29円81銭	31円55銭	26円31銭	27円22銭	25円24銭	28円42銭	20円98銭	21円74銭	25円52銭	26円43銭	22円91銭	24円19銭
低圧電力(動力)	基本料金	-	1kWあたり	1,200円42銭		1,179円90銭		1,046円52銭		1,087円56銭		1,067円04銭		943円92銭		
	従量料金	夏季	1kWhあたり	15円66銭		15円66銭		16円97銭		11円93銭		16円73銭		16円79銭		
		その他季	1kWhあたり	14円23銭		14円23銭		15円42銭		10円89銭		15円21銭		15円14銭		
		区分なし	1kWhあたり	17円35銭		17円35銭		17円35銭		17円35銭		17円35銭		17円35銭		

			関西エリア		中国エリア		四国エリア			
電灯	従量電灯A	単位	標準プラン	シングル応援プラン	標準プラン	シングル応援プラン	標準プラン	シングル応援プラン		
			最低料金(最初の15kWまで ※四国は11kWまで)	1契約	327円65銭	327円65銭	331円23銭	331円23銭	403円92銭	403円92銭
	従量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWhあたり	21円76銭	19円76銭	22円40銭	20円00銭	20円00銭	
		120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWhあたり	23円89銭	25円81銭	24円13銭	26円57銭	24円52銭	26円11銭
		300kWh超過分	第3段階	1kWhあたり	25円25銭	28円56銭	25円76銭	27円42銭	27円31銭	28円30銭
	従量電灯B	基本料金	1kVAあたり	388円80銭	388円80銭	399円60銭	399円60銭	367円20銭	367円20銭	
		最初の120kWhまで	第1段階	1kWhあたり	17円40銭	17円40銭	17円76銭	17円76銭	16円66銭	16円66銭
		120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWhあたり	20円68銭	20円68銭	22円37銭	22円37銭	21円43銭	21円43銭
		300kWh超過分	第3段階	1kWhあたり	21円06銭	21円06銭	23円62銭	23円62銭	22円72銭	22円72銭
低圧電力(動力)	基本料金	-	1kWあたり	1,005円48銭		1,036円26銭		1,041円39銭		
	従量料金	夏季	1kWhあたり	14円82銭		14円75銭		15円51銭		
		その他季	1kWhあたり	13円37銭		13円49銭		14円09銭		

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194) <https://mitsuurokodenki.jp/>
コールセンター TEL:0800-300-0326 受付時間:9:00~19:00(日・祝日を除く)

取次店および各コールセンター

- 北海道ミツウロコ株式会社
TEL: 0120-167-474 受付時間: 9:00~17:00(土日・祝日を除く)
- 株式会社ミツウロコヴェッセル中部
TEL: 0120-279-279 受付時間: 9:00~18:00(土日・祝日を除く)
- 株式会社山梨ミツウロコ
TEL: 0800-300-0326 受付時間: 9:00~19:00(日・祝日を除く)
- 株式会社ミツウロコヴェッセル東北
TEL: 0120-983-228 受付時間: 9:00~17:00(土日・祝日を除く)
- 株式会社ミツウロコヴェッセル関西
TEL: 0120-983-025 受付時間: 10:00~18:00(土日・祝日を除く)
- 株式会社ミツウロコエナジーフォース
TEL: 0800-300-0326 受付時間: 9:00~19:00(日・祝日を除く)

代理店: